令和８年度分　練馬区　後期高齢者医療保険料に関する申告書（簡易申告書）

この申告書は、後期高齢者医療保険の被保険者本人と世帯の構成員の方で、区が前年中の収入（所得）の把握をできていない方に提出をお願いするものです。**前年に収入（所得）がなかった方は、この簡易申告書をご提出ください。**営業、不動産（家賃収入）、公的年金、個人年金（郵便年金等）、生命保険満期返戻金、給与所得などがある方は、**この簡易申告書ではなく、税の申告をしてください。**
正しい保険料算定のために、ご申告をお願いします。

令和８年１月２日以降に海外からご転入された方は、後期高齢者保険料係にご連絡ください。別途、保険料算定のための申告書をお送りします。

以下、状況について太枠内をご記入ください。

氏　名		世帯主 氏　名	
	生年月日　：　　年　　月　　日	職　業	自営・無職・その他（　　）
現住所			電話番号

日本国内での収入の状況について
令和７年中（１月１日から12月31日まで）の収入についてお答えください。

① 遺族年金・障害年金を受給していましたか？	はい　・　いいえ
②（ご自分で加入していた）厚生年金・共済年金・国民年金を受給していましたか？	はい　→　税の申告をしてください いいえ
③ 給与（給料・アルバイト・その他）　の収入がありましたか？	はい　→　税の申告をしてください いいえ

②③で「はい」とお答えの方と　①②③以外の収入（所得）があった方は、税申告をしてください。
正しい保険料算定のために住民税申告または確定申告をお願いします。詳しくは税務課へお問い合わせください。

※ この簡易申告書は、後期高齢者医療保険料の算定のためのみに使用するものです。
税申告の代わりにはなりません。税証明の交付には税申告が必要です。

《お問い合わせ先》
練馬区　区民部　国保年金課
後期高齢者保険料係
【電話】　03-5984-4588（直通）
03-3993-1111（代表）

受付	内容審査	データ入力	入力審査	受付印